◆H26 年度新規・拡充要求◆

簡易型自動交付機「まどうけ」設置

既に設置している自動交付機は、請求から手数料収受・交付まで、すべて機械で処理を行ないます。これに対し「まどうけ」は、請求者が請求内容を機械に入力・操作を行うが、出力された証明書の交付や手数料の収受は職員が行う簡易型の自動交付機です。平成２２年７月から窓口と自動交付機の交付手数料に格差を設けた結果、自動交付機の稼働率は一気に跳ね上がり、平成２２年８月末時点で３６％、平成２３年８月末時点で４０％、平成２４年８月末時点で４４％を超え（印鑑登録証明だけなら６５％超)、その後も同程度の稼働率を維持しており、今後も自動交付機利用のための暗証番号登録の推進を行っていくところであります。

また、平成２５年２月には自動交付機による所得証明書発行が開始され、自動交付機の利用が更に増えました。そのような状況において、自動交付機が故障したり、自動交付機利用者があふれるといった場合に市民サービスを低下させないよう、要求をするものです。

月間累積及び短縮レイアウトデータ作成業務

戸籍住民課にはシステムを保有しない事業課から、人口動態把握等のために住民異動データ提供の依頼があり、現在は汎用機システムを利用して作業を行い提供してます。

住民異動データとは転入・転出・死亡などの届出内容を窓口でオンライン入力する度に１個人につき１件ずつ、予め決めてあるレイアウトに情報設定してデータ化したものの総称であります。

汎用機では１カ月単位で住民異動データを累積して保存しており、そのデータを加工して提供していましたが、汎用機撤廃後は職員がそのまま利用できる住民異動データが存在しなくなり、依頼があっても住基ベンダーの作業なくしては、提供できなくなります。

来年度以降も短期間で安定的に提供できるように、月間累積及びレイアウトの短縮・項目を秘匿処理した異動データの作成業務を予算要求するものです。

個人番号制度実施に伴うシステム改修経費

国の施策である「社会保障・税番号制度」導入に伴い、平成２７年１０月に個人番号付番・通知、平成２８年１月から個人番号の利用開始となるため、平成２６年度から住民基本台帳システムの改修に着手する必要があります。

制度導入によるスケジュールとしては、平成２６年度中に既存住基システムの改修完了、平成２７年度には、機構との連携テスト、個人番号の付番・通知、平成２８年１月個人番号利用開始となっています。また、システム改修が平成２８年１月をもって検収出来ると考えるため、債務負担行為とし、平成２７年度の支払とします。

住居表示事業に伴うシステム運用業務

平成２６年度に実施される住居表示事業（中区深阪方面）に伴い、対象住民の住民票及び戸籍データの変更、並びに通知及び証明書の発行を行う必要があるため、市民課事務総合システムの運用経費を要求するものです。